

発行者 司法書士田〆良隆事務所 代表者 田〆良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12 TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/> E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

残暑お見舞い申し上げます。

今年も猛暑が続いていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？我が家では、昨年までは学生だった二男駿が夏休みで帰省しておりましたが、この春、何とか就職したため、盆にも帰って来ず、老夫婦だけの味気ない日々を過ごしております。

さて、当事務所の創立20周年記念業として始まった鉄道線路沿いの旅は、東海道本線を東から西へ、山陽本線を西から東への二正面作戦で行っていますが、東海道本線は兵庫県神戸市東灘区の摂津本山駅、山陽本線は山口県柳井市の柳井湊駅までを歩き終えました。生きている内に、新山口・京都間を完歩したいものです。

また、創立25周年記念事業として始まったRUNNERは、今年はこれまでにフルマラソン2回、ハーフマラソン4回、その他3回のレースに出場し、合計249.08kmを走りました。また、ハーフマラソン完走30回を達成しました。昨年より1歳年をとったにも係わらず、走行距離は伸びています。来年中には、フルマラソン20回の完走を達成したいものです。生涯現役を貫きたいと思っている中、何とか時間をやり繰りして、完走回数を伸ばしたいものです。

今年も、もう少し暑さが続きますが、皆様のご自愛ご健勝をお祈り申し上げます。

民法（相続法）改正について

2018年（平成30年）7月6日に成立して改正民法は、原則として先月1日から施行されました。その主な改正点は次のとおりです。

以前から結婚して20年以上になる夫婦間では自宅を贈与しても贈与税がかからない制度がありましたが、相続においては生前に贈与を受けた自宅も相続財産とみなし、その分だけ相続分を減額するということになっていました。それが今回の改正で、自宅は相続財産に含めずに、死亡時の財産だけを元にして、相続分を計算することになりました。

次に、相続財産に預貯金がある場合、相続人全員が同意しなければ故人の預金を引き出すことができませんでした。それが今回の改正で、預金残高の3分の1に各自の相続分を乗じた金額を各相続人が単独で引き出すことができるようになりました。

また、遺留分制度についての改正も行われました。遺留分とは故人が遺言で全財産（1億円）を長男に相続させると書いていたとしても、二男は法定相続分（相続人が兄弟2人だけなら2分の1）の半分（4分の1で2500万円）は貰えるという制度です。これが預金だけならそれでよかったのですが、土地だけだったら、その土地を分割することになり、かなり面倒でした。今回の改正では、相続財産の種類に係わらず、遺留分を侵害された相続人は金銭請求権を取得することになりました。

その他、寄与分と言って被相続人の財産の維持または増加に特別の寄与をした相続人はその分だけ相続分を多くして貰えるという制度がありました。しかし、長男の嫁はいくら故人の介護をしても相続人ではないため、寄与分を貰うことができませんでした。今回の改正で故人の親族も寄与に応じた金銭を貰うことができるようになりました。

夏期休業のお知らせ

当事務所では、盆の期間（8月13日～16日）を休業としておりますが、今年は12日（月）が山の日で休日となりましたので、下記のとおり9連休になってしまいました。なお、休業中も事務所の電話は私の携帯電話へ転送されていますので、お急ぎの方に限り、事務所（22-2073）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありません。

夏期休業 8月10日（土）～8月18日（日）